

地域資料の収集保存に関する取扱い要領

茨城県図書館協会

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県図書館協会会員（以下「会員」という。）において積極的に地域資料の収集・保存をし、全県での活用に資することについての協力方針を定める。

(資料の範囲)

第2条 この要領で取扱う「地域資料」とは、特定の地域で刊行あるいは生産され、また、その地域に関して記述されている資料のことをいう。

(収集保存の基準)

第3条 会員は、館が設置されている自治体（以下「自治体」という。）に関する資料について収集及び保存をしていく。

(1) 積極的に収集するもの

ア 単行本（自治体に関する資料、自治体出身者の著作、自治体出身者についての資料等）

イ 自治体発行の広報誌

ウ パンフレット・リーフレット類（自治体発行の観光パンフレット等）

(2) 収集が望ましいもの

ア 行政資料（会議録等、通常の流通経路に乗らない資料）

イ パンフレット・リーフレット類（自治体で活動している団体や個人が発行しているもの等）

ウ 自治体の記事が載っている新聞記事

エ 雑誌（ミニコミ誌・同人誌等）

オ 自治体に関する視聴覚資料

カ 自治体に関わりの深い企業・団体の社史等

(保存方法)

第4条 資料は、各図書館の受け入れ方法で装備・メンテナンスを行い、横断検索で検索が可能な状態にする。

2 禁帯出の資料であっても、原則として所蔵する会員に赴けば閲覧可能とする。

(廃棄)

第5条 保存する地域資料は、汚損・破損等により修復不可能なもの以外は、継続保存をしていくことに努めるものとする。

2 地域資料を廃棄する必要がある場合は、県立図書館が同一の資料を保存しているかを確認し、県立図書館が保存していない場合は、県立図書館へ寄贈することができる。

(相互貸借)

第6条 地域資料の相互貸借は、「茨城県公共図書館等における相互貸借実施要項」による。

(複写による便宜の供与)

第7条 会員は、相互に複写の要請に協力するものとする。ただし、複写に要する経費は、要請した会員の負担とする。

2 複写料金については、要請された会員の定めによるものとする。

3 借り受けた資料の複写については、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（平成18年1月1日 社団法人日本図書館協会、国公立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会）」に基づくものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議を経て総会で決定するものとする。